

ものづくり産業経済安全保障対応促進事業に係る県内企業特性等分析調査業務

委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するものづくり産業経済安全保障対応促進事業に係る県内企業特性等分析調査業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

ものづくり産業経済安全保障対応促進事業に係る県内企業特性等分析調査業務

2 事業の趣旨・目的

国において、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関しての安全保障を確保するため、国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安全供給確保が特に必要な物資を「特定重要物資」として指定した。

また、技術においても、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要となり得る先端技術の中で、外部に不当に利用された場合等に、国家及び国民の安全を損なう事態が生じるおそれのある技術を「特定重要技術」と定め、その中でも特に国が財政支援を通じて育成する技術を「研究開発ビジョン」において27技術を定めた。

特定重要物資の安定的な供給の確保については、国が経済産業大臣が定める取組方針に基づき認定された計画に基づく事業者の取組支援を実施している。また本県では県内ものづくり企業の実態を調査するため、「ものづくり産業経済安全保障対応促進事業に係る県内企業実態調査」（以下「実態調査」という。）を進めている。特定重要物資や特定重要技術は国内外の動向に着目しながら指定されており、本県が効果的な施策を実施し、県内産業の発展に繋げるためには、国や海外の動向をいち早く察知し、かつ、本県の特徴・優位性を理解した上で施策を立案していく必要がある。

このため、本業務では、実態調査結果の分析、企業の具体的課題の把握と整理、国内外の動向や施策事例調査等を実施し、施策立案の基礎となる経済安全保障上の本県の特徴や優位性・課題等を明確にすることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和5(2023)年11月10日(金)

4 履行場所

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県産業労働観光部工業振興課

5 業務内容

乙は、本県の立場に立ち、以下の項目を履行するとともに、業務内容の進捗管理など業務全体のマネジメントを主体的に遂行すること。

なお、各項目の履行の前には、甲との協議を行い、必要に応じて検討内容を適宜柔軟に見直すこと。

(1) 県内企業実態調査結果の分析

ア 甲から提供する「実態調査」の結果を活用し、経済安全保障に関する専門的知見を基に分析を行い、本県の特徴や優位性・課題等の仮説を整理すること。

なお、実態調査調査票は別紙のとおり。

- (2) 県内企業等へのヒアリング等の実施による具体的課題の把握と整理
 - ア (1)を踏まえ、より具体的な課題等を把握するため、企業、団体、その他必要な機関に対しヒアリング等を実施すること。また、その結果を整理・分析し、内容の精緻化を図ること。
 - イ ヒアリング等の実施にあたっては事前に甲と協議し、必要に応じて甲と合同で実施すること。
- (3) 経済安全保障に関わる国内外の動向や施策事例調査
 - ア 特定重要物資の確保や特定重要技術の開発などサプライチェーン強靱化等の経済安全保障に関連したものづくり産業を取り巻く国内外の政策や民間企業の動向(集積状況や立地環境等)を調査し、体系的に取りまとめること。
- (4) 経済安全保障上の本県の特徴や優位性・課題等の明確化
 - ア 上記(1)～(3)について多角的な分析を行い、本県ものづくり産業を取り巻く経済安全保障上の本県の特徴や優位性・課題等を明確にし、結果を体系的に取りまとめること。
 - イ 結果の取りまとめにあたっては、本県ものづくり産業振興施策検討の判断要素となるよう適宜甲と協議を行うこと。

6 実施計画書及び成果物の提出

- (1) 実施計画書
 - 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について甲と協議の上、必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な「実施計画書」(任意様式)を作成して甲に提出すること。
- (2) 成果物
 - ア 乙は、9月下旬までに業務内容の中間報告を行うこと。(中間報告の対象とする業務は、5(1)から(4)のほか、受託候補者特定後に協議して決定したものとす。)
 - イ 乙は、本業務の実施内容を「県内企業特性等分析調査報告書」(任意様式)として取りまとめ、概要版と共に甲に10部提出すること。(別途、電子データを保存したメディア(DVD等)を一式提出すること。)
※電子データは、Microsoft Officeで処理できるファイル形式で記録すること。
 - ウ 本業務内容に関連して収集・取得した基礎情報、調査結果、バックデータ、その他調査結果の根拠・裏付けとなるデータを保存したメディア(DVD等)を一式甲に提出すること。
※電子データは、Microsoft Officeで処理できるファイル形式で記録すること。
- (3) その他
 - 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

7 その他

- (1) 乙は本県の条例、規則等を遵守し、真に本県の立場に立ち業務の遂行にあたること。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定の上、業務を進めるものとする。
- (3) 仕様書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務

の一部を委託する場合については、その内容及び委託先について、事前に甲の承諾を得ること。

- (5) 契約締結後に生じた事由により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、乙は甲と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を甲に提出するものとする。
- (6) 上記(5)に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、甲は、その内容を審査し乙が、適当と認められるときは変更契約を締結するものとする。
- (7) 委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (8) 本業務の遂行上知り得た内容については、第三者に漏洩しないこと。
- (9) 本業務における調査結果データ、ヒアリング資料、分析資料、成果物及び業務中に作成した資料など、甲に提出した資料の所有権及び著作権は、すべて甲に帰属するものとする。
- (10) 打合せ(Web会議形式を含む。)は、基本的に1月に2回の頻度で実施するが、協議の上、甲が必要と判断した場合は随時実施すること。
- (11) 乙は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類などを整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。